

#

#

#

第1号議案 役員改選（案）について

#

南信州地域交通問題協議会規約第9条第1項により改選を行う。

令和3～4年度南信州地域交通問題協議会役員（案）

[敬称略]

役職名	所属名	氏名	備考
会長			
副会長			
監事			
監事			

（参考）令和元～2年度南信州地域交通問題協議会役員

[敬称略]

役職名	所属名	氏名	備考
会長	南信州広域連合	佐藤 健	南信州広域連合長
副会長	南信州広域連合議会	山崎 昌伸	総務・文教・消防 検討委員 委員長
監事	長野県商工会連合会 南信州支部	秦 和陽児	支部長
監事	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	中島 武津雄	会長

事務局案

#

第1号議案 役員改選（案）について

南信州地域交通問題協議会規約第9条第1項により改選を行う。

令和3～4年度南信州地域交通問題協議会役員（案）

[敬称略]

役職名	所属名	氏名	備考
会長	南信州広域連合	佐藤 健	南信州広域連合長
副会長	南信州広域連合議会	熊谷 泰人	総務・文教・消防 検討委員 委員長
監事	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	中島 武津雄	会長
監事	株式会社 南信州観光公社	高橋 充	代表取締役社長

（参考）令和元～2年度南信州地域交通問題協議会役員

[敬称略]

役職名	所属名	氏名	備考
会長	南信州広域連合	佐藤 健	南信州広域連合長
副会長	南信州広域連合議会	山崎 昌伸	総務・文教・消防 検討委員 委員長
監事	長野県商工会連合会 南信州支部	秦 和陽児	支部長
監事	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	中島 武津雄	会長

#

#

第2号議案 令和2年度事業報告及び決算報告について

1 新型コロナウィルス感染症への対応

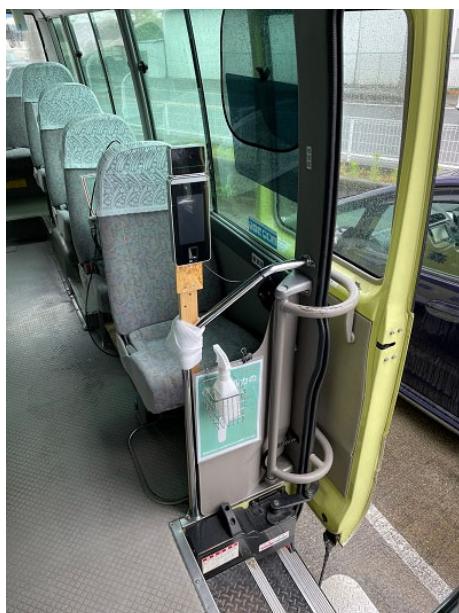
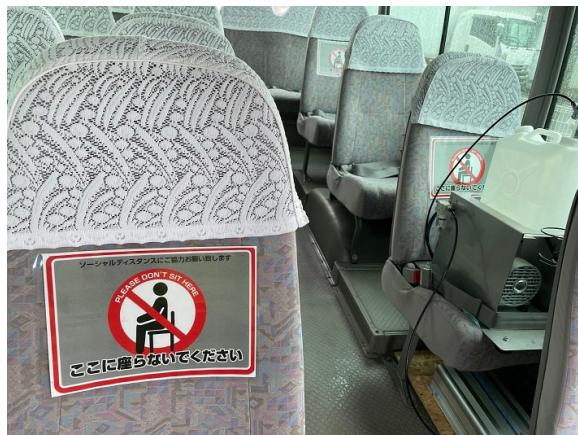
新型コロナウィルス感染症の影響を受け、公共交通の利用者は著しく減少しており、南信州地域交通問題協議会として、公共交通事業者の取組みを住民に周知し、公共交通利用への回帰を促す取組みを行ったとともに不安の払しょくに努めた。

(1) 広報誌やホームページによる啓発活動

ア 広報誌“すきです南信州（2020年9月号）”の中で、交通事業者が感染防止のために実施している対策について周知を行った。

イ 公共交通におけるコロナ対策のチラシを作成し、（7～8月にかけて）管内市町村の組合回覧にて周知を行った。

(2) 管内のバス、乗合タクシー等の車内に感染防止対策ポスター設置し、圏域全体でコロナ対策に取組んでいることをPRした。



※運行事業者や市町村が新型コロナウィルス感染症対策を講じてバス、乗合タクシーの運行を行っている

(3) 6/16 の南信州地域交通問題協議会総会において、「南信州地域の公共交通崩壊を食い止めるための緊急アピール」を採択した。

(4) 公共交通事業者への連携支援（高速バス分）

高速バスについては南信州管内に恩恵があることから、14 市町村が連携して支援した。

2 交通不便者や来訪者に対応した公共交通の利便性向上

圏域の公共交通に関する情報や利用者にとって分かりやすい路線図・時刻表を提供し、来訪者を含めた利用者の利便性向上につなげた。

(1) 「南信州公共交通インフォメーション（南信州の公共交通ポータルサイト）」

来訪者を含めた利用者の利便性向上につながるバス・乗合タクシー・JR 飯田線の情報発信及びサイトの管理運営

URL <http://kk.minami.nagano.jp/>



(2) 公式 Twitter 「南信州おでかけインフォ（旧南信州地域交通問題協議会）」

バス・飯田線の運休・遅延等の情報に加え、おでかけにつながる観光情報の発信

Twitter : 「南信州おでかけインフォ」



3 利用者層及び利用者数の拡大

(1) 新入生（高校生新1年生）に対する公共交通利用啓発活動

南信州圏域の8高校におけるオリエンテーションの際に公共交通利用に関するチラシを配布。

（R3 年度新入生 1,410 人）

4 基幹路線に対する准基幹路線及び支線の強化

(1) 既存公共交通の運行見直しや乗り継ぎの改善

ア 基幹路線、准基幹路線との結節に係するバスとの乗継改善（シームレス）会議を開催した。

（12/11）

(2) 各関係機関の果たすべき役割に対し側面的支援または協働実施

ア 各地域公共交通会議への出席

・飯田市地域公共交通改善市民会議（総会 6/30）

・同駒場線部会（12/3）、同北部線部会（12/15）

・高森町地域公共交通協議会（総会 6/24）

・下伊那南部地域公共交通対策協議会（総会 6/22）

・喬木村地域公共交通会議（総会 6/12、1/12）

5 持続可能な南信州公共交通システムのブランド化

圏域住民に「南信州公共交通システム」を広く周知し、自家用車主体の生活様式から、公共交通を交通手段のひとつの選択肢と意識付けするための取組みを行う。

(1) 広報誌の発行により認知度向上（年度内2回予定）

ア 広報誌“すきです南信州（2020年9月号）”の中で、交通事業者が感染防止のために実施している対策について周知を行った。（再掲）

6 南信州地域公共交通計画の策定

当地域の公共交通マスタープランである南信州地域公共交通計画（案）を策定した。令和2年11月施行の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正を反映し、実行性（実効性）のある計画とした。

計画策定にあたっては南信州地域公共交通計画策定委員会を組織し、生活圏単位で3ブロック（西部、南部、北部+飯田市）の検討部会も設置し、検討を行った。

令和2年度 南信州地域交通問題協議会 決算

3,849,154 円
 3,521,527 円

 327,627 円

(収入)

(単位 : 円)

科 目	当初予算額	決算額	比較増減	備 考
負担金	6,571,000	3,136,000	3,435,000	南信州広域連合負担金
繰越金	713,134	713,134	0	R1年度繰越金
諸収入	866	20	846	
計	7,285,000	3,849,154	3,435,846	

(支出)

(単位 : 円)

科 目	当初予算額	決算額	比較増減	備 考
運営費	625,000	304,375	320,625	
報償費	402,000	194,300	207,700	委員等報償費
旅費	223,000	110,075	112,925	講師・委員等旅費
需用費	505,000	38,918	466,082	
消耗品費	50,000	38,918	11,082	アンケート封筒、用紙等
印刷製本費	455,000	0	455,000	
役務費	471,000	181,284	289,716	
通信運搬費	461,000	181,284	279,716	通信運搬費、振込手数料
使用料	10,000	0	10,000	
委託費	3,711,000	2,699,400	1,011,600	
委託料	3,711,000	2,699,400	1,011,600	南信州地域公共交通計画の策定 2,699,400円
事業費	1,973,000	297,550	1,675,450	新型コロナウィルス感染症への対応 ・感染症対策 チラシ作成費 94,600円 交通不便者や来訪者に対応した 公共交通の利便性向上 ・飯田駅前路線図部分貼り替え 16,500円 ・ホームページ維持管理等業務 186,450円
計	7,285,000	3,521,527	3,763,473	

予算の執行上必要があるときは、科目間の流用ができるものとする。

令和2年度南信州地域交通問題協議会収入支出決算監査報告書

令和2年度南信州地域交通問題協議会会計の収入支出決算について監査したところ、諸帳簿、証拠書類とともに整備され、正確に処理されていることを認めます。

令和3年 5月 6日

監 事 中島武津雄

令和3年 5月 10日

監 事 泰和陽児

第4号議案 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

◆南信州地域公共交通計画に基づく実施事業 【南信州地域公共交通計画 P15~19 (2) 実施事業 イ. 実施事業】

実施事業	事業名	事業概要	R3年度 予算(案)	取組主体	スケジュール					R3年度の取組み	備 考
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
(ア) 移動不便地区の解消	移動不便地区状況調査	南信州地域内の移動不便地区の状況を継続して把握する。	—	南信州地域交通問題協議会(南信州広域連合)	○	○	○	○	○	・毎年度状況把握を行う。 ・市町村と連携し、移動不便地区数の減少につながるよう、側面的支援を行う。	・高校生の通学、高齢者の通院にかかる移動不便地区の調査 令和2年度の状況
(イ) 運行態様、運行経路、ダイヤ、運賃等の見直し	わかりやすい運賃体系	路線バスにおける重複区間の運賃不統一はあるが、各市町村の運賃体系を尊重しつつ利用者が混乱しないようわかりやすいルール化をめざす。	—	南信州地域交通問題協議会、市町村、地域公共交通会議	●				→	・利用者にわかりやすいルールや案内の研究・検討を進める。	
(エ) 情報提供、啓発	各路線のナンバリング化	利用者にわかりやすい表示とするため、乗合タクシーを含む基幹路線、准基幹路線、支線にナンバリング、カラーリングを実施し、車両の方向幕、時刻表等と連動させる。	50,000	南信州地域交通問題協議会、市町村、地域公共交通会議	○	●			→	・乗合タクシーのナンバリングに向けた研究・検討を行う。 ・すでに整備された広域バス、市町村バスのナンバリングについて見直す際には、ルールに基づき変更を行う。	・広域バス、市町村バスのナンバリングについて、H27年度から研究・検討を開始し、令和元年度に車両等のLED方向幕やマグネットシートの整備が概ね完了した。
	統一的な時刻表フォーマットづくり	それぞれの路線ごとに時刻表の体裁が異なりわかりにくいため、南信州地域の標準的な時刻表フォーマットを作成し、提案する。	—	南信州地域交通問題協議会(南信州広域連合)	○					・関係組織と研究・検討を行う。	
	結節点停留所デザインの統一化	結節点停留所においては、ナンバリング、カラーリングを反映したわかりやすい時刻表、路線図の掲示を行う。	400,000	南信州地域交通問題協議会(南信州広域連合)	●				→	・結節点停留所の現状把握を行い、利用者に分かりやすい乗り継ぎ案内整備を進める。	
	公共交通ポータルサイトによる情報発信	南信州地域の公共交通ポータルサイトを充実させ、利用者に使いやすく、わかりやすい情報提供に努めるとともに、公式Twitter等の適時適切な情報更新に努める。	200,000	南信州地域交通問題協議会(南信州広域連合)	○	○	○	○	○	・ポータルサイトの管理運営やSNSでの情報発信を行う。 ・地元の人はもとより来訪者にも分かりやすい情報提供サイトとなるよう研究を行う。	
	広報誌による啓発	南信州広域連合広報誌の公共交通啓発コーナーにおいて、公共交通の認知度向上を図る。	—	南信州地域交通問題協議会(南信州広域連合)	○	○	○	○	○	・広報誌に認知度向上につながる情報を発信する。	
	乗り方教室の開催	高齢者、児童・生徒を対象としたJR飯田線、路線バス等の乗り方教室イベントを開催する。	200,000	南信州地域交通問題協議会、交通事業者、市町村、地域公共交通会議	○	○	○	○	○	・乗り方教室で活用するグッズ等を制作する。(開催する場合は新型コロナウィルス感染症対策を講じる)	
	公共交通に親しむイベントの開催	住民を対象としたイベントと連携する等して、公共交通に親しむイベントやバスガイド体験等、公共交通を身近に感じられるイベントを開催する。	20,000	南信州地域交通問題協議会、交通事業者、市町村、地域公共交通会議	○	○	○	○	○	・イベント(お仕事キッズタウン)に参画し、公共交通を身近に感じてもらう。(開催する場合は新型コロナウィルス感染症対策を講じる)	
(オ) 市町村負担の縮減	補助金の活用	運行、車両購入等に対する国の地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)をはじめとした補助金を効果的に活用する。	—	市町村、地域公共交通会議、南信州協議会	○	○	○	○	○	・新制度では補助金申請主体となり、加えて補助金の受け皿になるため、体制の整備を行う。 ・R4年度(R3.10~R4.9)については経過措置として、各市町村地域公共交通会議より申請を行う。	

◆南信州地域公共交通計画に基づく実施事業 【南信州地域公共交通計画 P15~19 (2)実施事業 イ.実施事業】

実施事業	事業名	事業概要	R3年度 予算(案)	取組主体	スケジュール					R3年度の取組み	備 考
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
(カ) 事業者支援	二種免許取得支援	普通二種免許の取得に向けた支援の仕組みを導入する。	—	南信州地域交通問題協議会、タクシー協会	●				→	・関係組織と研究・検討を進める。	
	貨客混載の導入	公共交通(タクシーを含む)事業者の新たな事業展開の一つとして過疎地域において導入が可能になった路線バス、タクシーによる貨客混載の検討を行い、必要に応じて導入を進める。 【過疎地域: 旧上村、旧南信濃村、河南町、旧浪合村、旧清内路村、平谷村、根羽村、壳木村、天龍村、泰阜村、大鹿村】	—	バス事業者、タクシー事業者、市町村、南信州地域交通問題協議会	●				→	・バス、乗合タクシーの運行ダイヤと物流事業者の集配・配達とのマッチングが難しいという課題はあるが、実現の可能性に向けて研究・検討を進める。	・H29、30年度、ヤマト運輸と導入に向けた調整を図るが、マッチングが困難となり、検討が中断。 ・H31年4月～ 乗合タクシー遠山郷5路線(遠山郷線、上村線、須沢線、下栗線、上島線)、八重河内線、平岡線での貨客混載の実施
	タクシーを活用した新たなサービスの実施	タクシー便利屋(買い物代行、病院への診察申し込み・薬取り・順番取り等)、緊急救援システム等の救援事業、及びタクシー事業者による食料・飲料のデリバリー・出前等の研究を行い、必要に応じて導入を進める。	—	タクシー事業者、南信州地域交通問題協議会	●				→	・関係組織と研究・検討を進める。	・R2年度、タクシー協会下伊那支部に加盟する9社による「南信州助け合いタクシー(貨物輸送(デリバリーサービス))」の実施
(キ) 二次交通対策	二次交通の利用も見据えた駒場線の改善	昼神温泉へ運行する基幹路線である駒場線を、既存路線を活用した二次交通路線としても位置づけ、来訪者に使いやすい見直しを行う。 【例】昼神温泉発着便の増便、わかりやすい路線名の検討、リニア開業を見据えたリニア駅への延伸等	—	阿智村、飯田市、飯田市地域公共交通改善市民会議、南信州地域交通問題協議会	●				→	・関係組織と研究・検討を進める。	
	リニア駅開業に合わせた路線の見直し	リニア開業後の二次交通に關し、リニア中央新幹線長野県駅(仮称)と主要な交通結節点であるJR飯田駅とをシームレスに結ぶ複数路線について、既存路線の再編を含めた見直しの方向性について検討する。	—	飯田市、飯田市地域公共交通改善市民会議、南信州地域交通問題協議会	●				→	・関係組織と研究・検討を進める。	
	観光タクシーの普及	タクシーを活用した観光ルートについて、地域連携DMOである(株)南信州観光公社と連携し、既存の2ルートの本格運用を図るとともに、新たなコース設定も行い普及を進める。	—	タクシー事業者、(株)南信州観光公社、南信州地域交通問題協議会	●				→	・関係組織と研究・検討を進める。	
(ク) 新技術への対応	GTFS-JPの導入	観光利用が想定される路線を中心に、基幹路線・准基幹路線・観光特化路線に標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)の導入を進める。翻訳情報の付加についても検討する。	936,000	南信州地域交通問題協議会(南信州広域連合)	●	→				・R3年度、市町村担当者や交通事業者を召集し講習会を開催する。 ・基幹路線、准基幹路線、観光特化路線のGTFS-JPの導入を行う。	
	自動運転の研究	自動運転は、当地域においても短期間の実証実験が実施された経緯もあることから、将来的な実用化に向けた取組みを引き続き実施する。	—	南信州地域交通問題協議会、市町村、交通事業者	●				→	・関係組織と研究・検討を進める。	・平成30年11月に飯田市で実証実験(KDDI)
	シェアリングによる乗合タクシーの活用	利用者にとって低廉な料金で利用可能となるタクシーの相乗りについて、国の動向を見つつ、導入に向けた取組みを進める。	—	タクシー事業者、タクシー協会、南信州地域交通問題協議会	●				→	・関係組織と研究・検討を進める。	
(ケ) その他	災害時等の運休に対する対応	災害時等のJR飯田線、バス路線等の運休に対して、各市町村の防災計画と連携し、情報収集、連絡体制等の体制を備える。	—	市町村、交通事業者、南信州地域交通問題協議会	●				→	・関係組織と研究・検討を進める。	

◆南信州地域公共交通計画に基づく実施事業 【南信州地域公共交通計画 P15~19 (2)実施事業 イ.実施事業】

実施事業	事業名	事業概要	R3年度 予算(案)	取組主体	スケジュール					R3年度の取組み	備 考
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
	新型コロナウィルス感染症対策事業費	新型コロナウィルス感染症の影響を受け、公共交通の利用者は著しく減少しており、このままでは地域公共交通の維持が脅かされる恐れがある。一方で、各交通事業者においては、安全・安心な運行に加え、新しい生活様式に移行する中で安心して利用できるよう、感染防止のための様々な取組みを実施している。 これらの取組みを住民に周知し、公共交通利用への回帰を促す取組みを行う	300,000	南信州地域交通問題協議会	○					・地域住民（特に公共交通利用者）に対し、新型コロナウィルス感染症の拡大防止に向けた注意喚起を図るためのポスターを作成（マスク着用、会話は控め、ソーシャルディスタンス等を促すイラスト、メッセージ入り）	R2年度、公共交通利用回帰につながるチラシ作成及び組合回覧を実施&新型コロナウィルス感染症対策に関する車内掲示ポスターを作成

第4号議案 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和3年度 南信州地域交通問題協議会 収支予算（案）

収入金額	2,500,000 円
支出金額	2,500,000 円
差引残額	0 円

（収入）

（単位：円）

科 目	R3予算	R2予算	比較増減	備 考
負担金	2,172,000	6,571,000	△ 4,399,000	南信州広域連合負担金
繰越金	327,627	713,134	△ 385,507	R2年度繰越金
借入金	0	0	0	
諸収入	373	866	△ 493	
計	2,500,000	7,285,000	△ 4,785,000	

（支出）

（単位：円）

科 目	R3予算	R2予算	比較増減	備 考
運営費	344,000	625,000	△ 281,000	
報償費	225,000	402,000	△ 177,000	委員等報償費
旅費	119,000	223,000	△ 104,000	講師・委員等旅費
需用費	30,000	505,000	△ 475,000	
消耗品費	30,000	50,000	△ 20,000	消耗品
印刷製本費	0	455,000	△ 455,000	
役務費	20,000	471,000	△ 451,000	
通信運搬費	10,000	461,000	△ 451,000	通信運搬費、振込手数料
使用料	10,000	10,000	0	出張時駐車場使用料等
委託費	0	3,711,000	△ 3,711,000	
委託料	0	3,711,000	△ 3,711,000	
事業費	2,106,000	1,973,000	133,000	<ul style="list-style-type: none"> ・各路線のナンバリング化 50千円 ・結節点停留所デザインの統一化 400千円 ・公共交通ポータルサイトによる情報発信 200千円 ・乗り方教室の開催 200千円 ・公共交通に親しむイベントの開催 20千円 ・GTFS-JPの導入 936千円 ・新型コロナウィルス感染症対策事業 300千円
計	2,500,000	7,285,000	△ 4,785,000	

予算の執行上必要があるときは、科目間の流用ができるものとする。

南信州地域交通問題協議会規約 新旧対照表（令和3年6月21日改正）

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>交通計画の作成に係る協議及び変更に係る協議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成26年11月施行法律第41号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>形成計画の策定及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(4) <u>形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(7) <u>再編実施計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>再編実施計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(9) <u>前8号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するため必要と認めること。</u></p>

南信州地域交通問題協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、南信州地域交通問題協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県飯田市追手町2丁目678番地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(事業)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の作成に係る協議及び変更に係る協議に関する事。
- (2) 交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関する事。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 市町村
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) その他必要と認める者

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
 - 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

- 第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

- 第12条 役員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

- 第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
 - 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
 - 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事項。

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項。

(3) 協議会規約、諸規程の制定及び改廃に関する事項。

(4) 規約第4条各号に関する事項。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第18条 総会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第17条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

- 第20条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会の組織は会長が別に定める。
 - 3 幹事の中から幹事長を互選する。
 - 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

- 第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 部会

(部会の設置)

- 第22条 第4条各号に掲げる事項についての検討又は協議を行うため、必要に応じ協議会に部会をおくことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

- 第23条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は南信州広域連合事務局内に置く。
- 3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が任命する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

- 第24条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるものほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 財務規程

(書類及び帳簿の備付け)

- 第25条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第8章 会計

(事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第27条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第28条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第29条 協議会の事務に要する経費は、第27条の資金をもって充てる。

(収支予算)

第30条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第31条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第9章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置

(規約の変更)

第32条 この規約を変更する場合には、総会の承認を経るものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第33条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第10章 雜則

(細則)

第34条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別

に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、その任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度については、第 25 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この規約は、平成 24 年 5 月 21 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。
- 6 この規約は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

令和2年度 公共交通利用実績（輸送人員）について

路線体系	系統名 (ナンバーリング、系統名)	利用者数（人）					
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
基幹	E0阿島線	24,181	23,105	21,453	24,945	21,729	17,942
基幹	W0駒場線	228,467	232,863	231,998	230,558	219,540	166,139
基幹	S0阿南線	44,542	42,930	39,598	38,013	36,086	31,383
准基幹	E1遠山郷線	18,761	15,305	15,692	16,539	16,567	11,660
准基幹	E2平岡線	2,141	1,997	1,761	1,548	716	583
准基幹	平岡線	3,813	3,783	3,420	3,472	2,730	2,128
准基幹	L1循環線	84,406	83,266	81,102	81,870	83,323	63,949
准基幹	上市田線	2,685	2,272	2,248	2,804	2,742	2,175
准基幹	S1 温田線	-	-	-	-	-	-
准基幹	W1西部コミュニティバス	12,874	11,610	14,413	11,492	9,231	8,070
准基幹	M1大鹿線	10,184	8,505	7,913	8,293	8,371	5,887
支線	C2市民バス久堅線	2,672	3,466	2,506	2,395	2,325	2,075
支線	C3市民バス千代線	3,109	2,644	1,911	2,439	2,738	2,308
支線	C4市民バス三穂線	3,631	2,702	4,037	5,112	4,564	2,276
支線	C5市民バス大休線	4,311	3,936	4,255	3,453	2,892	2,627
支線	飯田駅・桜町駅 風越高校線	15,679	15,203	14,789	13,264	11,154	11,987
支線	かざこし線	2,110	2,190	2,231	2,056	1,638	1,373
支線	三穂線	3,585	3,299	2,830	2,581	2,693	2,166
支線	川路線	1,643	1,573	1,459	1,128	1,079	1,148
支線	竜東線	8,000	7,789	7,278	7,075	5,913	4,509
支線	遠山郷線	608	393	440	434	432	291
支線	上村線	170	144	138	154	96	22
支線	下栗線	243	267	232	274	270	331
支線	須沢線	155	165	103	70	40	32
支線	上島線	16	30	2	4	2	0
支線	八重河内線	1,314	1,323	1,003	540	928	379
支線	遠山郷高校通学支援線	292	427	452	190	198	273
支線	山本西部山麓線	-	-	-	-	556	364
支線	M2上片桐循環線	4,686	3,868	3,980	3,861	3,502	2,627
支線	M3部奈線	7,027	7,194	7,286	7,894	6,476	7,135
支線	M4生田循環部奈線	2,579	2,880	3,178	2,958	2,448	1,260
支線	M5生田循環中山柄山線	2,899	2,470	2,626	2,357	1,860	660
支線	M6上片桐・大島通学便	6,869	6,413	5,067	4,375	3,628	5,342
支線	M7生田線	8,990	8,009	7,938	7,086	5,580	7,467
支線	M8大島循環線	4,520	3,980	3,759	3,360	2,833	2,020
支線	生田地区デマンドタクシー	-	-	-	-	269	519
支線	K1 柿丸あつたかバス（山吹エリア）	-	-	-	10,413	8,689	4,107
支線	K2 柿丸あつたかバス（市田エリア）						
支線	K3 おはようただいまバス（下平駅発着）						
支線	K4 おはようただいまバス（市田駅発着）						
支線	N2阿南町民バス（富草コース）	8,719	6,692	4,501	4,062	3,578	3,029
支線	N3阿南町民バス（大下條コース）						
支線	N4阿南町民バス（和合コース）						

令和2年度 公共交通利用実績（輸送人員）について

支線	W2 巡回バス伍和・智里東線（～R2年8月）	6,213	5,665	5,304	5,018	4,967	1,309
支線	W2 巡回バス伍和線（R2年9月～）	－	－	－	－	－	1,097
支線	W3 巡回バス春日・智里西線	5,476	5,111	4,428	3,540	2,775	1,843
支線	W4巡回バス浪合線	1,607	1,735	2,391	2,243	2,452	2,150
支線	W5巡回バス清内路線	8,438	8,900	8,517	8,075	8,142	6,920
支線	W6巡回バス智里東線（R2年9月～）	－	－	－	－	－	460
支線	乗合タクシー駒場・春日方面	－	－	－	45	119	112
支線	乗合タクシー伍和方面	－	－	－	235	247	243
支線	乗合タクシー駒場・智里東・浪合方面	－	－	－	225	301	229
支線	乗合タクシー清内路方面	－	－	－	144	241	270
支線	乗合タクシー昼夜神・智里西方面	－	－	－	168	155	155
支線（9月～）	乗合タクシー伍和デマンドタクシー（伍和方面）	－	－	－	－	－	5
支線（9月～）	乗合タクシー伍和デマンドタクシー（駒場・昼夜神方面）	－	－	－	－	－	20
支線	R2神原線	4,328	3,618	3,127	3,197	2,985	1,773
支線	E3大島線	2,590	2,091	2,346	2,257	2,831	1,768
支線	E4氏乗線	4,574	4,404	3,265	2,701	2,723	2,123
支線	E5たかぎコミュニティバス阿島線	－	1,456	1,834	1,338	712	803
支線	E6たかぎコミュニティバス伊久間線	－	1,414	1,503	1,472	1,499	1,169
支線	E7たかぎコミュニティバス厚生病院線	－	－	－	93	90	81
支線	E8上平線	－	－	－	－	－	844
支線	E9富田線	－	－	－	－	－	437
支線	T2滝川阿島北県道線	1,752	1,767	2,310	2,508	2,365	1,751
支線	T3堀越線	1,449	1,749	1,628	1,918	2,320	1,783
支線	T4佐原線	1,754	1,225	1,208	1,459	1,356	786
支線	T5福島線	241	102	67	221	568	653
支線	T6壬生沢福島線	442	334	353	667	1,016	2,095
支線	T7壬生沢線	350	405	346	1,163	1,296	934
観光特化路線	鳥倉線（登山バス）	998	1657	1532	1,540	1,364	0
		566,093	554,326	541,578	547,296	517,940	408,056

